

公益社団法人秋田県緑化推進委員会 会費の基準

【平成 24 年 3 月 26 日第 41 回通常総会決議】

公益社団法人へ移行後の会費の基準を次のとおりとする。

1. 正会員

(1) 市町村会員

会費積算方法 人口割の会費額と面積割の会費額の合計とする。
人口及び面積は、直近の国勢調査確定値とする。

人口割区分	会費額	面積割区分	会費額
9,999人まで	10,000円	499km ² まで	10,000円
10,000人 ~ 49,999人	30,000円	500km ² ~ 999km ²	30,000円
50,000人 ~ 99,999人	60,000円	1,000km ² 以上	50,000円
100,000人以上	100,000円		

(2) 市町村以外会員

企業・団体・個人 一口1万円とし、二口以上で任意の額

2. 賛助会員

企業・団体・個人 1万円

3. 各会計への配賦

会費については、50%以上90%以内を法人会計に計上し、残りを公益目的事業会計に計上する。